

令和 8 年あきる野市農業委員会 4 月総会議事録

令和 8 年 4 月 2 7 日（月）午後 2 時 0 0 分、令和 8 年あきる野市農業委員会 4 月総会は、あきる野市役所 5 階、5 0 3 会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、志村修司、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄、小澤正幸

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 松村直人 ・ 事務局 水葉幸恵、森みな美

報告

第 1 号報告 職員の解任及び任命について

議事日程

第 1 号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について

第 3 号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について

第 4 号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

第 5 号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条の 1 の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について

開会 午後１時５６分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。定刻前ですが、皆さまお揃いですので始めたいと思います。

今日は２時開催ということで、変則の時間でご迷惑をおかけしました。それでは令和８年あきる野市農業委員会４月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。今日は２時からの開催ということで、時間が変更してすみませんでした。１時から選考委員会をやっていましたので、ちょっと遅れました。色々農業委員さんも自分の仕事を持ちながら、現地調査、それから会議に出ただきまして、なかなか大変だと思うのですが、もし続けていただけるようでしたら３年間よろしくお願いします。できるだけ総会を速やかに進行していこうと思っていますので、みなさんご協力をお願いします。ではよろしくお願いします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) 諸報告、４月１５日水曜日に瑞穂町役場で開催された西多摩農業委員会連合会総会に私と事務局長が出席しました。諸報告は以上でございます。本日の署名委員は武田委員と渡邊委員になります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第４条の規定に基づき、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、農業委員１４名、推進委員６名の合計２０名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは、第１号報告についてですが、本件につきましては、４月１日付けの職員の人事異動に伴うものでございます。それでは、事務局より説明願います。

(事務局) はい。それでは１ページ目をご覧ください。第１号報告、職員の解任及び任命について。令和８年４月１日付で下記職員を解任及び任命したので報告する。令和８年４月２７日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

記、解任、事務局次長、岩田英明、令和８年３月３１日付解任。任命、事務局次長、戸田崇史、事務局、岩田英明。以上でございます。

(議長) それでは議事に入ります。本日は、ご本人お呼びしている案件が５件ございますので、そちらから先に審議いたします。それでは、第１号議案番号１について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書２ページ目をご覧ください。第１号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。次のとおり被相続人及び農地等の相続人は租税特別措置法第７０条の６第１項に規定する適格者であることを証明する。令和８年４月２７日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第１号議案・番号１ 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号１について、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) それでは説明させていただきます。4月21日に、本郷委員、事務局2人の計4人で現地調査に行っていました。地図のほうは、11ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここは栗の木がございまして、一部古い直売所の小屋もあります。今のところ栗の木が剪定した後で芽が出てきれいに芽吹いております。下草の方は出始めということで背の高いのがありますが、毎年時期になりますと、それなりになっております。今後もそんな形でいけるんじゃないかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。以上になります。

(議長) ただいま、事務局と嶋崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。では、ご本人がいらっしゃっていますので、何か質問等、ぜひお願いいたします。

(〇〇氏 入室)

(〇〇氏) 失礼します。

(議長) 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。早速なのですが、現在の営農状況ですか、今後の営農の目標等ありましたら、お話いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(〇〇氏) はい。私が農業を始めたのは40年程前で父親がやっていたので跡を継いで、2年前に△△△を発症してそれから、野菜の数を減らして8種類くらいを1年で回すような形でやっております。あとは普段畑を手伝ってくれるグループがいて、収穫した野菜を渡してフォローしてもらっています。息子が1年前に□□から戻ってきて、今近所にいる。しばらくは手伝ってもらっている形です。以上でございます。よろしくお願いいたします。

(議長) はい。ただいま、ご本人のご説明が終わりました。何かご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。是非、体にお気をつけになって是非営農を続けていただけたらと思います。それでは、〇〇さん、本日はお忙しいところありがとうございます。

(橋本氏) はい。ありがとうございます。

(橋本氏 退室)

(議長) 何か他にご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、番号1の〇〇〇〇さんは相続税の納税猶予に関する適格者であることにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) では、異議がないようですので、証明することにいたします。続きまして、第2号議案、収受1について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和8年4月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・収受1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受1について、担当の山崎勇委員、説明願います。

(山崎勇委員) 4月17日に栗原委員と事務局2名、私の4名で現地の方確認しました。地図は12ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

現状ですけれども、畑①は急斜面でウメの木1本とユズの木が2本ほどあります。次に畑②、見えないほど小さな面積13㎡ほどの小さな面積ですけれども、これはおそらく分家住宅建設の際に残った残地ではないかと思われます。こちらには特に作付けはありませんでした。次に畑③ですけれども、こちらの方は緩やかな南斜面で現在特に作付けはありませんけれども全体に若草に覆われている状態であります。それから少し離れた地図の上の方に畑④、畑⑤、畑⑥でありますけれども、こちらの方は山の中になりまして、車では行けません。山道を歩いて登ってということになります。現地の方ですけれども、竹などが切り倒してあって、すっぽりと空間になっているような状態であります。譲受人の△△さんですけれども、地図に畑②とある所に二区画あるんですけれども、こちら実は宅地です。この二区画の宅地を購入して、ここに移住をするという予定になっております。現在、一棟離れのような建物がありますけれども、そこの方を購入するということです。農地の活用計画になりますけれども、畑①については植わっているものをそのまま活用するということです。畑②、小さな面積ということで、こちらでも植えられるようなものがあったら考えていきたいということになります。畑③、こちらにはジャガイモとサツマイモを栽培する予定とのことあります。当然のこと、こちらの地区、獣害が大変ですので、獣害対策については、近隣農地の所有者何人かで柵をまわしてあるので、それを活用させていただくというようなことだそうです。それから畑④、畑⑤、畑⑥こちらの方ですけれども、果樹、仰っているのはレモンやイチジクを考えているとのことあります。これからお見えになるということなので、お聞きいただきたいと思います。以上よろしくご審議をお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と山崎勇委員から説明をしていただきましたが、何かご質問、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。

(嶋崎委員) ここへ移住するということは、家を作るということですか。

(山崎勇委員) いま分家住宅って言ったんですけれども、そこを改築するの？

(事務局) その部分を建て替えして、そこに住むと言う話で伺っております。

(嶋崎委員) 地目は全部畑ですよ。

(事務局) 家の部分は宅地になっております。

(山崎勇委員) 畑②に二区画ぐらいあるんですけれども、そこは宅地なんですよ。

(嶋崎委員) そうですか。わかりました。

(議長) それでは、ご本人がいらっしゃっていますので、何か質問等、ぜひお願いいたします。

(△△氏 入室)

(△△氏) 失礼します。

(議長) 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。早速なのですが、自己紹介と、今後の計画等ありましたら、お話いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(△△氏) 自己紹介させていただきます。私、△△△と申します。年齢は□□です。□□□□年□月生まれです。今、□□□□□□□□□□という所にある自宅マンションで妻と娘の三

人家族で住んでおります。仕事は昨年まで□□□運輸の本社で法人営業の企画、あとはグローバルサプライチェーン等のコンサルティング業務をしておりました。昨年の5月にいったん会社を辞めまして、独立しました。私の仕事内容が法人顧客に物流のネットワーク構築のコンサルティングをしている立ち位置でしたので、新しいお客様を捕まえて独立をしました。そういった意味で今は個人事業主ということで、スタートアップしたばかりのベンチャー企業のサポート支援をさせてもらっています。自宅が□□□にありますので、こちらにはどういう所以があって農地を取得しようかと思ったかという経緯をお話すると、趣味でトレイルランニングをしています。あきる野のハセツネに結構前から参加していきまして、その運営の方もさせていただいております。山の中を走っていると、そこで色んなことが分かってきて、自然豊かな●●●●●の里山に住みたいなという思いがあって、一昨年くらいからずっと住みたい場所を探しておりました。実際そこで農業もしたいと考えていまして、●●●●●の横に農地がありまして、そこに◇◇さんという地主の方から土地を借りまして、菌ちゃん農法という肥料も使わず農薬も使わない自然農法を昨年から実施して、結構いい収穫をさせていただいています。そこをいったんステップとして、自分の土地を購入して畑をしたいというところが経緯でございます。

(議長) ありがとうございます。ご本人の説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。

(山崎勇委員) 先だって、現地のほう見させていただきましたが、事務局の方にお話ししている活用計画についてお話をお聞きしたいんですけれども、まず一つ、畑③の南斜面のちょうど畑に良さそうなところが1か所ありますが、そちらジャガイモとサツマイモを植え付けられるということを聞いているんですけれども、この農地の所有者何人かで獣害対策の電気柵をまわしているんですけれども、そちらを活用されるということを聞いているんですけれども、それでよろしいでしょうか。

(△△氏) もちろんです。

(山崎勇委員) ちょうど現地に行った際に、ここで農業をやっている人がたまたまいて、いま何も作付けしていないんですけれども、草にしてほしくは無いなということがもちろんのことあるので、しっかりやっていただきたい。また、ここをやるにあたって、耕運機等はどうするつもりでしょうか。

(△△氏) 今借りている◇◇さんが持っていて、さらにそこのお隣を借りている畑の方が農業をやめるということで、結構農機具が余っているのでお貸しいただけるということで当分そこでお借りして作業しようと思っておりました。

(山崎勇委員) 車で行けないような所、山の中、ご存じですね。厳しい所なんですけれども、ここは柵をまわすのも大変だろうなと思って。おそらくここは果樹を植えるということなんですけれども、猿が来てしまうので、イチジクなどは格好の狙いどころになるため、その辺を気をつけたらいいのかなと思います。ユズも食べるんですけれども、そのへん研究した方がいいと思います。

(△△氏) ありがとうございます。

(山崎勇委員) 移住するのはいつ頃ということになるのでしょうか。

(△△氏) 今農地取得に動いてまして、この農地法の3条と市街化調整区域というところがあり

まして、今家が建っている所に建てたいんですね。そこが色々と難航してしまっていて、そこが片付いたら契約をしたい、今年度中の土地取得を目指して動いています。

(山崎勇委員) ありがとうございます。頑張ってください。

(議長) 他にご意見ご質問ございますか。よろしいですか。是非、農地をきれいに使っていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(△△氏) はい。ありがとうございました。失礼します。

(△△氏 退室)

(議長) 何か他にご意見ご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、収受1の農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受4について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。収受4、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和8年4月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・収受4 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受4について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。説明させていただきます。4月17日に、私と山崎勇委員、事務局で現地調査を行いました。地図は13ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現状は草が少し前にそこそこ生えていた所を、機械を使って耕耘したんじゃないかなというような、田んぼで言えば荒起こしみたいな状態だと思うんですけども、そういった形で2か所とも耕耘はしてありました。今後次の借りられる方も田んぼとして使う予定という風に事務局からはお聞きしておりますので、現状すぐできるような状態にはなっているのではないかと思います。この方、住所は●●●になっているんですけども、近くにアパートを借りられていて、通いで現状はやられているというような話を伺っていますが、詳しくはご本人の方から聞いていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

(議長) ただいま、事務局と栗原委員から説明をしていただきましたが、何かご質問、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ご本人がいらっしゃるようですので、何か質問等、ぜひお願いいたします。

(▲▲氏 入室)

(▲▲氏) 失礼します。

(議長) 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。早速なのですが、自己紹介と、今後の計画等ありましたら、お話いただければと思います。よろしくお願いします。

(▲▲氏) ▲▲▲▲と申します。よろしくお願いします。私はお米作りを始めまして、今年でちょ

うど6年目になります。お米作りを主に実践していた場所は●●●になるんですけども、結婚の関係でいったん●●●の方に行きまして今回、東京の■●■出身ということで家族で今回こちらの方に戻ろうかという話になりまして、1年くらい前から田んぼを探していました。色んな所を見に行く中で、あきる野市に田んぼがあるということを知りまして実際に田んぼを見に行ったりしていく中で、そちらで農業をされている方とご縁が繋がることができました。その方にご指導いただきながら、今回田んぼを購入したいという経緯になりました。今、私自身は◆◆◆◆◆のすぐ近くに一軒家を借りて実際に農家の方にご指導いただきながら、こちらに拠点を移して生活しています。

(議長) ありがとうございます。ただいま、ご本人の説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。

(栗原委員) ご苦労様です。栗原と申します。本件担当させていただきまして、現地の方も見させていただきました。田んぼとして使われるということなんですけれども、とりあえず機械だとか農業に必要な道具はだいたい揃われているのか、今後購入するのか計画を教えてください。

(▲▲氏) はい。今年で6年目になるんですけども、私がお米作りを実践してきたやり方というのが、鎌と鍬でやるやり方で、実際に起こしたりとか、代掻きとかそういったことはしないでやるやり方で勉強してきたので、基本的に鎌と鍬だけ、あとは草刈り機で草の管理をしっかりとしていくという所です。今私自身が持っている機械というのは、軽トラックと草刈り機と、ちょっと原始的にはなるんですけども唐箕と脱穀機で毎年やってきた形をそのまま踏襲するという形になります。あと糶摺り機は持っています。以上です。

(栗原委員) 分かりました。今回購入される予定の農地だけの面積であれば恐らくそれでも全然いけるんじゃないかと思うんですけども、今後もし広げていきたいというご希望はありますか。

(▲▲氏) はい、そうですね、ご縁があれば、好きな場所なので、ぜひ地域に貢献していきたいなという思いもありまして、広げる場合は機械の購入も検討した上でという風には考えています。

(栗原委員) 分かりました。ありがとうございます。あそこの周りは全部田んぼで使われていたり畑で使われていたりというような場所でもありますので、おそらく農薬とか使われないのかなと思うので、ほかの方とうまくバランス取りながらやっていただければと思います。よろしくお願いします。

(▲▲氏) はい。ありがとうございます。

(議長) 他にご意見ご質問ございますか。よろしいですか。本日はありがとうございました。ぜひきれいに営農していただきたいと思います。どうもありがとうございます。

(▲▲氏) お手数おかけしました。ありがとうございました。失礼します。

(▲▲氏 退室)

(議長) 何か他にご意見ご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、収受4の農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受 9 について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書 4 ページ目をご覧ください。収受 9、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について。農地法第 3 条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和 8 年 4 月 27 日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第 2 号議案・収受 9 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受 9 について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) 4 月 21 日に嶋崎委員と、あと事務局 2 人、計 4 人で現地を見てまいりました。地図は 14 ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

この土地は引田の土地改良事業を行った所で、畑には赤土のサラサラとした客土で盛られておりました。そして、〇〇〇〇ー〇から、おおよそ〇〇〇〇ー△ぐらいまではきれいに耕作されておりまして、株ネギが 4 柵、タマネギが 2 柵作付けされておりまして。残りの〇〇〇〇ー□から◇につきましてはスギナなど、茎系の草が一面にはびこっており、その上にはツルが生い茂り、10 数本の漆のような木が生えておりました。おそらく 3 年程度は耕作してないと思われます。この畑を耕作できるようにするには、かなりの時間を要するものと思われます。現状は以上でございます。

(議長) ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ご本人がいらっしゃると思いますので、何か質問等、ぜひお願いいたします。

(●●氏 入室)

(●●氏) 失礼します。

(議長) 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。早速なのですが、自己紹介と、今後の計画等ありましたら、お話いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(●●氏) はじめまして、あきる野市在住の●●と申します。今は自営業なんですけど、前職でリサイクル業務を行っておりまして土づくりや、堆肥づくりの事業を行ってまいりました。その中でご高齢の方の耕作放棄地が多くて、かなり相談を受けて、前職の時はお手伝いさせてもらいました。今回も地主さんの方がご高齢で耕作放棄ということなので、自分が手を挙げて 1 回トライしてみたいと思って申し込みました。今年度は、土壌改良等、土づくりです。ね、ベースつくってその次のステップとして、イモ類を生産してみたいと思っておりまして、よろしくお願いいたします。

(議長) ありがとうございます。ただいま、ご本人の説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。

(本郷委員) 本郷と申します。先日、現地を見させていただきました。大分ひどい状態というふうに思われます。

(●●氏) そうですね。

(本郷委員) ただそういうことを経験なさってるということです。耕作できるまでにどのぐらいの月日がかかるのか。また耕作してですね、出来上がった作物ですか、この辺はどのように、販売なり、自給するのか。それと、農機具等もお持ちなのか、その辺ちょっとお聞きしたいなど。特に、この▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲の近くということで、そこで販売したいとかそういうお考えもあるのかどうか、その辺もお聞きしたいなどは思っております。以上です。

(●●氏) 一応、年内、3カ月はベース作りに励みたいなどは思っております。機械に関しては所有物がトラクター、農機具一般は一通り揃っております。販売の方なんですけれども、ちょっと恥ずかしい話、ベース作りはかなり色々な場所でお手伝いさせてもらったので生産と販売の方が、ちょっとまだ経験がないので、知り合いが結構多方面、関東でいるので、アドバイスを聞きながら。あと地元の方々お近づきになった際にはアドバイス頂いて、作りたいなど思っております。販売ルートまではまだ先なので、勉強していききたいなどは思っております。

(本郷委員) スギナ等もあるので、一度や二度耕作してもまた生えてきてしまうんじゃないかと。大変ではないかなという心配はしてるんですけど。その辺はどうでしょうかね。

(●●氏) そこら辺はちょっといろいろ周りに、聞きながらトライしていききたいなど。

(本郷委員) 年齢も●●歳とお若いですから、頑張ってやっていただきたいと思います。

(●●氏) はい。よろしくお願いします。

(議長) 他にご意見ご質問はございますか。

(武田委員) 土作りということなんですけれども、具体的に例えば緑肥とかそういうものを作るとか、土づくりっていうことに関して何か計画があるようであればご説明頂きたいんですけども。

(●●氏) 今、▼▼地区のほうに、場所を借りて天然腐葉土を所有してまして、それをベースで去年▼▼の方で、畑は腐葉土を使って土入れをしたんですけれども、ちょっと素人考えで申し訳ないなんですけれども、成分までは出していないなんですけれども、かなり土の状態がいいということで、近隣の畑の方にも状態がいいねって言われていましたので、それを基準に秋川の方でも土入れをして、入れた際には自分のものになるので成分分析をして詰めていききたいなどは思っております。

(議長) 何か他にご意見ご質問はございますか。よろしいでしょうか。本日はありがとうございました。

(●●氏) ありがとうございました。

(●●氏 退室)

(議長) 何か他にご意見ご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、收受9の農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第5号議案、番号1から2については、関連案件のため、一括で審議いたします。また、こちらは◇◇委員の

のほうですね、お借りさせていただければなということをお願いでございまして、どちらも〇〇〇、大体1,200平米かなと思っております。合わせて2,000ちょっとという形になりますけれども、1か所目、〇〇〇の△△さんの方からお借りする所は、今までも野菜の方を作られてございましたので、できれば早々に、長ネギだとかサラダ菜とかニンジンなどを植え付けしたいと思ってございますけれども、まだ私は認定を取ってございませんで販売の方は来年1月以降から販売という形を進めていきたいと思ってございますので、まずは長ネギのほうを定植していきたいなと思ってございます。一応、種の方を用意してございまして、18,000粒、1月2月で12,000、3月ぐらいで6,000ぐらいと、少しでも早く販売できるように準備して、水曜日にまずは、最初の種まきということで考えてございます。もう一つの方は□□さんからお借りするという予定になっているところは、ここ最近野菜を作られていないということをお聞きしておりましたし、先日草刈りだとか、ちょっとさせて頂きましたけど、やはり雑草だとか石も多々あったので、まずこちらは耕耘をして畑を作っていきたいなと思ってございます。あと石を取りたいなと思ってございます。こちらはこのあいだ確認したら、3段くらい石垣が積まれていたので、どのような形で野菜が作れるのか、どういったものが向いているのかというところを確認していきたいなと思ってございます。水はけは良さそうなので、ゆくゆくはジャガイモなどがいまいかなと思ってございますけれども、まず今年は、来年の2月3月4月の出荷目指して、ノラボウ菜のほうを研修がてら、作付けしたいなというところで考えてございます。私実は親元就農でも全くないので、農機具等は持ってございませんで。今回、〇〇〇を借りるにあたって、2,400平米をこまめで耕耘するのは正直辛いので、急遽トラクターを中古で買まして、そこで耕耘だとかトラクターの使い方を勉強しながらやっていきたいなと思います。3年目強靱化事業だとか支援事業をお借りしまして、トラクターを新規に買うとか考えてございます。まずは来年は小型管理機だとか野菜洗浄機、など小型のものを買ったりだとか、どうしても育苗する場所が、家も貸家なものですので育苗する場所もないので育苗ハウスなどを建てて、まず5年目のある程度収穫できる形で準備していきたいなと思ってございます。最初の販路といたしましては、直売所の方をメインに周年で野菜を出荷できるような形に、まるまる1年でなかなか難しいと思いますけれども、例えば数字で言いますと200日程度は継続して出荷できるような形で、1年目は無理だとしても、3年目、4年目にそういった形でできるように目指して行きたいなと思ってます。よろしくお願いいたします。

(議長) ありがとうございます。ただいま、ご本人の説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。

(大福委員) お近くでお見受けすることが今までよくあったのですが、今までトラクターのようなものはなかったと思いますが、先日トラクターを乗られていましたので、どうしたのかなと、機械の方はどうしたのかなとお聞きしようかと思っていました。中古のほうを買われたということでよろしいでしょうか。

(■■■氏) 基本は認定新規就農してからお借りするのが本来の形かなと思っていたんですけれども、今回〇〇〇の2か所を認定前でも貸借大丈夫ですよということで、広さを見てから貸借を考えようかと、見たところ正直2,400平米ぐらいを研修先の小型管理機だとか、自

分の持っているこまめでやるのは正直難しいなと思ひまして、急遽中古のトラクターを買ったという感じになります。

(大福委員) ありがとうございます。今までの小さな機械だとこれから大変かなと心配しておりました。先ほど△△さんの方の畑で、議案の方で番号1の方になるんですけれども、少し石垣というか南と北で分断されていたり全体的に石が多いように思いますので、ただ少しずつでも石を拾い上げたりしていけば、あの辺の場所も十分な耕作できる場所だと思いますので、ぜひ頑張って頂きたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(■■■氏) ありがとうございます。

(議長) ほかに何かご質問ございますか。

(山崎健委員) 農業委員の山崎と申します。私もこの近くで農業をやってますので、これからお会いすることもあるかと思ひますが、よろしくお願ひします。ご質問なんですが、新規で農業を始められるということで機械等は今お話聞きましたが、出荷するとなるとやはり野菜を調整して袋詰め等するような場所が必要だと思うのですが、そういう販売に関して、必要な場所というか、そういう所は確保してあるんでしょうか。

(■■■氏) はい。現状につきましては研修中になりますので、野菜を洗う場所は◇◇さんの方でやっております。袋詰めにつきましては基本全部自分の家でやっております、かなり苦慮はしております。現在、東京都農業会議の方と認定新規就農に対して、計画書だとか色々ご相談させて頂いているんですけれども、向こうから一つご提案頂いたのは、例えばコンテナみたいなものを、自分の土地を買って、そこに置いたらどうだと。そうすると家に持ち込まなくても、圃場の近くでその作業場があって、そこで洗えればクリアできるかなというところを考えてございます。現在、〇〇〇で今回2か所、私の名前で貸借させて頂けるという話ですけども、それ以外にも◇◇さんの2か所ほど、大体25アール分ぐらいですかね、今貸していただいているんですけども、ゆくゆくは私のほうに名義変更していただけるという話なので、できれば〇〇〇周辺で、例えば10坪とか作業コンテナを置けるだけの土地を購入するとかして作業場を作りたいなと思っております。そこまでは、まず自宅の借家でございますけれども、一応水道だとか、屋根付きの駐車場がありますので、そういう所を活用して出荷の準備などをしたいと考えてございます。

(山崎健委員) わかりました。ありがとうございます。

(議長) ほかに何かご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。それでは、ないようですのでありがとうございます。

(■■■氏) ありがとうございます。よろしくお願ひします。失礼します。

(■■■氏 退室)

(議長) 何か他にご意見ご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、番号1から2の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、収受2について、事務局、説明願ひます。

(事務局) はい。それでは、議案書 5 ページ目をご覧ください。収受 2、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について。農地法第 3 条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和 8 年 4 月 27 日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第 2 号議案・収受 2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受 2 について、担当の武田委員、説明願います。

(武田委員) 4 月 21 日、渡邊委員と私と事務局 2 名の 4 名で現地の方確認しました。地図は 16 ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

畑なんですけども少し道から、50、60センチぐらい段上になった、緩やかな傾斜がついている畑になります。現状は草が足首ぐらいまで生えているような状況で、少しガラもあって土もちょっと固いようなところでした。買われるのは◆◆◆◆の◆◆さんで、ご自宅のほうで畑のすぐ西側の家になります。機械等は家から入れるような感じでありました。果樹をやる予定ということで、お一人ではなくご家族でやるというお話も聞いております。そのような状況です。ご審議のほうよろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と武田委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、収受 2 の農地法第 3 条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受 3 についてですが、本来であれば総会にご出席いただく案件ではございますが、本人の事情により出席は難しいということで、現地調査の際に山崎勇委員、栗原委員及び事務局の立ち会いの下、現地で聞き取りをいたしました。それでは、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書 5 ページ目をご覧ください。収受 3、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について。農地法第 3 条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和 8 年 4 月 27 日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第 2 号議案・収受 3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受 3 について、担当の山崎勇委員、説明願います。

(山崎勇委員) それでは報告します。4 月 17 日に栗原委員と事務局 2 名と私の 4 名で現地調査を行っております。17 ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

現状ですけども、全体的に北向きの斜面になっておりまして、畑①、畑②、それから畑③、こちらには梅の木が 10 本ほど植わっております。下草の方はきれいに刈られておりました。また、畑④ですけども、こちらには栽培されているだろうと思われるワラビがちょうど採り頃というか、いい感じで一面に出ております。譲受人の〇〇さん、先ほど議長からもあ

りましたけれども、今日は所用で総会には出られないということで当日来て頂いて活用計画などお聞きいたしました。〇〇さんは梅の木はそのまま活用して、梅の木のない畑④、ワラビが生えていると申し上げましたけどそちらの方にハーブ系のパクチーですかね、それとカレーリーフ、カレーの香り付けのみたいなハーブ系のものだそうですけども、またトウガラシや、できればジャガイモなどを作付けしていきたいというような考えであります。〇〇さんですけども現在会社員で、リモート勤務が半分の形態ということだそうです。週末限定で〇〇〇の方で間借りのカレー店を行っているということで、畑でできた野菜、あるいはハーブをカレーの材料にしたいということで考えているようであります。今後ですけども、この◇◇の地に住んで、ここは売主の△△△さんの住宅があるんですけども、そちらのほうに移り住みたいというようなことをおっしゃっておりまして、ここに住んでカレー店のほうもやっていきたいというような考えであります。なお、獣害対策については、しっかりとしたものをつくりたいということで、既に補助金を申請済みということだそうです。話を聞く限り、しっかりした計画であると感じました。以上ご審議よろしくをお願いします。

(議長) ただいま、事務局と山崎勇委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(田中委員) 階段を上って？

(山崎勇委員) 階段と3か所くらいあるんだよね。

(田中委員) 階段を上がって、左側に△△△さんの家がある？もう一軒家がある？

(山崎勇委員) はい、そこをカレー店にするみたいです。

(田中委員) そこ昔、□□□□□という名前で料理屋をやっていた。4、5年で潰れちゃったけれども、そういうところなので、内装はどうなっているか見ていないから分からないけれども、そういうことには向くような場所じゃないかと思う。

(山崎勇委員) まさにそこを少し改装してやるようですよ。

(田中委員) 駐車場もないと。

(山崎勇委員) 駐車場は下に、仲介に入っている◆◆◆◆◆が管理しているか、自分のものか分かりませんが駐車場があるんで、そちらのほうも交渉して何とか出来ればと考えられるかと。いくらか駐車場は下側にあるので。上には、自分の車ぐらいで。

(田中委員) 入るのがやっとな？バス停の所から斜めに石垣の所を登って？

(山崎勇委員) 石垣をまっすぐ登る階段と、両サイドからの細い道。

(田中委員) 車が入るのは怖いです？

(山崎勇委員) 軽は入る。

(田中委員) ◇◇地区はそういうお店がいくつかできているみたいで。

(山崎勇委員) そうだね。

(田中委員) ぜひ、やってもらえれば。●●●●の橋の近くで、キッチンカーもあるような所もありますから観光にはいい居場所になるんじゃないかな。

(山崎勇委員) ◇◇の三差路の▲▲▲のところでキッチンカーは常設でやっていて。

(田中委員) それが栄えてくればいいかなというふうに考えますので。

(議長) 他にご意見ご質問ございますか。それでは、ないようですので、収受3の農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ござい

ませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。第3号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和8年4月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の渡邊委員、説明願います。

(渡邊委員) 4月21日、武田委員と事務局2名で現地調査に行っていました。地図は18ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

現地につきましては、スナップエンドウ、ジャガイモ等が栽培されておりました。残りについては、きれいに耕作されているような状態でした。以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

(議長) ただいま、事務局と渡邊委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、■■■■さんは引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、こちらは〇〇委員のご親族の案件、番号3については、〇〇委員ご本人の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。事務局、説明願います。

(事務局) 議案書6ページ目をご覧ください。番号2、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和8年4月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の渡邊委員、説明願います。

(渡邊委員) はい。番号2につきましては、4月21日に武田委員と事務局2名で現地に行ってきました。◆◆◆◆さんは〇〇委員の実の弟さんです。18ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

サトイモ、フキノトウ、ワラビ等が栽培されておりました。以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と渡邊委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、◆◆◆◆さんは引き続き農業経

営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局) 議案書6ページ目をご覧ください。番号3、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和8年4月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の渡邊委員、説明願います。

(渡邊委員) 調査日につきましては前述の通りでございます。18ページをご覧ください。まず畑①、畑②、畑③につきましては現状スナップエンドウ、キクの栽培がされておりました。また、道路を挟みまして反対側にあります畑④につきましてはキク、ジャガイモ、花の苗が栽培されておりました。以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と渡邊委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、〇〇〇〇〇さんは引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書7ページ目をご覧ください。第4号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和8年4月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) 同じく21日に、長濱委員、事務局2名、計4名で現地確認に行っていました。19ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここは数年多分作物を作っていないようなんですけれども、年に数回は除草なり、草刈りなどを行っているように、感じられました。現状は草もきれいに刈られた状態でいつでも使える状態なんですけれども、△△△△さんは農業委員と農業振興会の初代会長をやられた方で体を壊すまではずっと隣のファーマーズセンターにも出荷されていまして、ずっと農業をされていたということに関しては全く問題ないと思います。以上です。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、△△△△さんは農業の主たる従

事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書8ページ目をご覧ください。

(第5号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) 同じく21日に、長濱委員、事務局2名、計4名で現地確認に行ってまいりました。20ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

この地区は、□□□という水田地域でその中のちょうど真ん中らへんに位置する場所なんですけれど、当日、借主の◇◇さんも、仲間数人とこの場所の草刈りをしておりまして、もう現地もいつでも使えるように耕耘もされており周りの草もきれいに刈られておりました。これから先も◇◇さんはこの地域をやってくれるとは思いますが、よろしくお願いいたします。以上です。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、番号3の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号4について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書9ページ目をご覧ください。

(第5号議案・番号4 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号4について、担当の武田委員、説明願います。

(武田委員) 同じく4月21日に、渡邊委員と私と事務局2名の4名で現地を確認しました。地図のほうは、21ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

田んぼのほうは、草がうっすらと生えているような状態でした。今回借りられる●●さんは、以前も▲▲田んぼの東側の二枚を借りて、畑として野菜を作られている方で、この田んぼは借りて稲を作るといふうに聞いております。渡邊委員にも水が入っていることを確認して頂きました。田んぼとしても使える状態なのかなと思います。以上です。

(議長) ただいま、事務局と武田委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。

(小川委員) 初めて田んぼを作るんだと思うんだけど、田んぼを作る道具などはこの人持っているのでしょうか。

(事務局) ちょっとそこまではお伺いできてないんですけども、ここの田んぼの組合長さんと

も、日頃からよく話されてるみたいなので、恐らく、その組合長さんからか近隣の方からお借りするのではないかなと思っております。

(小川委員) 分かりました。水の入りはこの田んぼ良いんですよ。田んぼを作るとしたら良い場所なので、頑張ってきれいにしてほしいと思います。

(議長) ほかにご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、番号4の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号5について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書9ページ目をご覧ください。

(第5号議案・番号5 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号5について、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) はい、説明させていただきます。4月21日に山崎健委員と事務局2名で現地に伺いました。地図のほうは戻りまして15ページになります。

(現地案内図 説明)

■■■農園の一番西の外れになります。圃場は10本ほどクリと、あとカキが10本ほど植えてありました。ここは元々梅林でしたが、10年ほど前にプラムポックスウィルスに伴って植え替えられた比較的若い感じの木が植えてありました。伐採はせずに現状のままを管理するというふうに聞いております。本件借主が東京都農業会議となっているんですけども、1年後に新規就農を予定している方に受け渡すというようなことを聞いております。当日は現地調査に伺った時に、新規就農の予定者が研修の一環として下草を刈る作業をしていました。あと地図で分かるように、北側の点線の部分が一部除外されております。自家消費と思われるようなエリアが少しありますけど、これは複数の野菜が栽培されていました。そこは今回の貸付けから除外されています。以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と大福委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、番号5の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号6について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書9ページ目をご覧ください。

(第5号議案・番号6 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号6について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) 番号6、説明させていただきます。先日21日に堀江職務代理と、事務局2名の4名で

現地調査に行ってみいました。地図の２２ページをご覧ください。

（現地案内図 説明）

この場所は、ちょっと前まではパイプハウスが建っていたんですけどもこちらの方は整理されていて畑①に一棟だけまだハウスが建っておりますが、そこは有効利用すると。残りの場所はきれいに耕耘されていて、これからおそらくトウモロコシだと思いますけれども、作付けされるのではないかというふうに見受けられます。畑②、こちらにはトウモロコシの方が作付けされておりました。以上です。ご審議お願いいたします。

（議長）ただいま担当の長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、番号６の農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の１の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

（全委員）異議なし。

（議長）異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号７について、事務局、説明願います。

（事務局）はい。それでは、議案書９ページ目をご覧ください。

（第５号議案・番号７ 朗読）

以上でございます。

（議長）続きまして、番号７について、担当の長濱委員、説明願います。

（長濱委員）説明させていただきます。地図のほうは２２ページをご覧ください。先ほど申し上げましたとおり、４名で現地に行ってみいました。

（現地案内図 説明）

こちらの方もちょっと細長い圃場なんですけども、すでにトウモロコシであろうと思いますけれども作付けがされていてきれいに整っておりました。こちらの方も秋川ファーマーズでは有名な◆◆さんといって若手の今頑張っている方なので、こちらのほうも、精力的にやられるんで、いいものができるんじゃないかなと思っております。以上です。ご審議をお願いします。

（議長）ただいま担当の長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいですか。それでは、ないようですので、番号７の農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の１の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

（全委員）異議なし。

（議長）異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号８について、事務局、説明願います。

（事務局）はい。それでは、議案書１０ページ目をご覧ください。

（第５号議案・番号８ 朗読）

以上でございます。

（議長）続きまして、番号８について、担当の山崎健委員、説明願います。

（山崎健委員）２１日に大福委員と私と事務局で現地の方を見てまいりました。場所は、２３ペ

ージ、最後のページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇ー〇から〇〇〇ー△までは一帯として作付けされております。話によりますとすでに□□さんが作付けをして、現状ではトンネル栽培のスイカが二柵作付けしてありまして、ほかの部分も大変きれいに耕作されておりました。以上です。ご審議よろしくお願いします。

(議長) ただいま、事務局と山崎健委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、番号8の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和8年あきる野市農業委員会4月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。なお、次回の総会ですが、5月25日、月曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後3時27分